原子力発第18293号 平成31年 2月 7日

原子力規制委員会 原子力規制庁 殿

四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人

伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成30年5月25日に伊方発電所3号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可を申請(以下「既申請」という。)しておりますが、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。(以下「後申請」という。)

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施 する予定です。

## 【既申請案件】

- 1. 申請書名:伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (3号原子炉施設の変更)
- 2. 申 請 日: 平成30年5月25日 (原子力発第18065号)
- 3. 変更の理由:使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため,3号炉附属施設 として使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する。

## 【後申請案件】

- 1. 申請書名:伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書 (3号原子炉施設の変更)
- 2. 申 請 日: 平成31年2月7日(原子力発第18293号)
- 3.変更の理由:実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の改正に伴い,3号炉における中央制 御室,緊急時対策所,特定重大事故等対処施設等に対して, 有毒ガスの発生に対する防護方針を記載する。

以上